

平成 2 6 年 第 2 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 6 年 6 月 6 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 6 年 6 月 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 6 年 6 月 1 6 日	午前 1 0 時 3 8 分

第 3 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 6 年 6 月 1 0 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 6 年 6 月 1 0 日	午後 2 時 2 7 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	池 田 る み	出 席	8	仁 科 英 一	出 席
2	井 田 理 恵	出 席	9	茂 木 勲	出 席
3	五 味 高 明	出 席	1 0	池 田 健 一 郎	出 席
4	徳 吉 正 博	出 席	1 1	内 堀 恵 人	出 席
5	奥 田 敏 治	出 席	1 2	市 村 千 恵 子	出 席
6	野 元 三 夫	出 席	1 3	古 越 弘	出 席
7	小 井 土 哲 雄	出 席	1 4	笹 沢 武	出 席

会議録署名議員	11番 内堀 恵人
	12番 市村 千恵子

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	小山 岳夫
係 長	古越 光弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木 祐司	副 町 長	内堀 豊彦
教 育 長	櫻井 雄一	会 計 管 理 者	山本 邦重
総 務 課 長	尾台 清注	企 画 財 政 課 長	土屋 和明
税 務 課 長	茂木 康生	教 育 次 長	重田 重嘉
町 民 課 長	荻原 浩	保 健 福 祉 課 長	古畑 洋子
産 業 経 済 課 長	飯塚 守	建 設 水 道 課 長	大井 政彦
消 防 課 長	土屋 淳		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第2回定例会会議録

平成26年 6月16日(月)

開 議 午前 10時00分

○議長(笹沢 武君) おはようございます。これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより、委員長報告を求めます。

去る6月6日の本会議において各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案、請願について、日程に従いまして、各常任委員長から報告願います。

―――日程第1 議案第56号 佐久市・北佐久郡環境施設組合の設立について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第1 議案第56号 佐久市・北佐久郡環境施設組合の設立に関する協議についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。

小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(小井土哲雄君) おはようございます。それでは報告いたします。

平成26年6月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

町民建設経済常任委員長 小井土哲雄

委員会審査報告書

議案第56号 佐久市・北佐久郡環境施設組合の設立について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

つけ加えますが、組合設立の必要性を十分理解する中、課題も指摘され、慎重審

議いたしました。賛成多数であったことも追加報告いたします。

以上です。

○議長（笹沢 武君） ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第56号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、議案第56号 佐久市・北佐久郡環境施設組合の設立に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

―――日程第2 議案第57号 町道の路線認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第2 議案第57号 町道の路線認定について、委員長の報告を求めます。

小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（小井土哲雄君） 報告いたします。

平成26年6月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

町民建設経済常任委員長 小井土哲雄

委員会審査報告書

議案第57号 町道の路線認定について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第57号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第57号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

議案第57号 町道の路線認定については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第3 議案第58号 御代田町行政財産の目的外使用に関する

条例を制定する条例案について―――

―――日程第4 議案第59号 御代田町町税条例の一部を改正する

条例案について―――

―――日程第5 議案第60号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例案について――

――日程第6 議案第61号 御代田町在宅介護支援センター設置及び管理に関する

条例を廃止する条例案について――

○議長（笹沢 武君） 日程第3 議案第58号 御代田町行政財産の目的外使用に関する条例を制定する条例案について、日程第4 議案第59号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について、日程第5 議案第60号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、日程第6 議案第61号 御代田町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例案について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） おはようございます。

平成26年6月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第58号 御代田町行政財産の目的外使用に関する条例を制定する条例案について

議案第59号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について

議案第60号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

議案第61号 御代田町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第58号から議案第61号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第58号から議案第61号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第58号 御代田町行政財産の目的外使用に関する条例を制定する条例案について、議案第59号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について、議案第60号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、議案第61号 御代田町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第7 議案第62号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案(第2号)

について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第7 議案第62号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案(第2号)について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(池田健一郎君) 報告します。

平成26年6月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第62号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案（第2号）について
（総務福祉文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（笹沢 武君） ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（小井土哲雄君） なし。

○議長（笹沢 武君） 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま各常任委員長から報告がありました議案第62号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第62号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第62号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案（第2号）については、委員長報告のとおり決しました。

――― 日程第 8 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計補正予算案（第 1 号）について―――

――― 日程第 9 議案第 6 4 号 平成 2 6 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 8 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第 1 号）について、日程第 9 議案第 6 4 号 平成 2 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 1 号）について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 報告いたします。

平成 2 6 年 6 月 1 6 日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第 6 3 号 平成 2 6 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第 1 号）について

議案第 6 4 号 平成 2 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 1 号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第 6 3 号から議案第 6 4 号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第63号から議案第64号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第63号 平成26年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案(第1号)について、議案第64号 平成26年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第1号)については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第10 議案第65号 平成26年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案(第1号)について―――

―――日程第11 議案第66号 平成26年度御代田小沼水道事業

会計補正予算案(第1号)について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第10 議案第65号 平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号)について、日程第11 議案第66号 平成26年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第1号)について、委員長の報告を求めます。

小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(小井土哲雄君) 報告いたします。

平成26年6月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

町民建設経済常任委員長 小井土哲雄

委員会審査報告書

議案第65号 平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第

1号) について

議案第66号 平成26年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第1号) について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長(笹沢 武君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第65号から議案第66号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第65号から議案第66号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第65号 平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号) について、議案第66号 平成26年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第1号) については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第12 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願―――

―――日程第13 請願第3号 国の責任による35人以下学級推進と、

教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願――

- 議長（笹沢 武君） 日程第12 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願について、日程第13 請願第3号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出に関する請願について。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長、報告願います。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

- 総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 報告いたします。

日程第12 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願

日程第13 請願第3号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出に関する請願

請願審査報告書

1. 審査の結果

（1）採択とすべきもの

1. 件名 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願

（6月6日の議会において付託）

意見書を提出すべきである。

2. 件名 請願第3号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算

の増額を求める意見書の提出に関する請願

（6月6日の議会において付託）

意見書を提出すべきである。

本委員会は、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告いたします。

平成26年6月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

以上です。

- 議長（笹沢 武君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました請願第2号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第2号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、請願第2号については採択とのこととあります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、請願第2号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、請願第3号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第3号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、請願第3号については採択とのこととあります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、請願第3号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を
求める意見書の提出に関する請願については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第14 意見案第2号 「義務教育費国庫負担制度」の

堅持を求める意見書案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第14 意見案第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持
を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

小山岳夫議会事務局長。

（議会事務局長 小山岳夫君 登壇）

○議会事務局長（小山岳夫君） お配りしてございます、議事日程第4号の4ページをお
開きください。

意見案第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出
します。

平成26年6月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

提出者 御代田町議会議員 池田健一郎

賛成者 御代田町議会議員 仁科 英一

御代田町議会議員 市村千恵子

御代田町議会議員 五味 高明

御代田町議会議員 井田 理恵

5ページお願いいたします。

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の
機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果
たしてきたところです。

しかし、昭和60年から政府は財政状況を理由として、これまでに次々と対象項
目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年「三位一体」改革の議論の
中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分

の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成27年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

長野県御代田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

総務大臣 殿

以上でございます。

- 議長（笹沢 武君） 本案について、趣旨説明を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

- 総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 説明いたします。

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。この原則を守るため、義務教育費国庫負担制度が1953年に成立しました。しかし、1985年から、政府は、教育の質的論議を抜きに国の財政状況を理由として次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。さらに、2006年に国庫負担が2分の1から3分の1になり、減らされた国庫負担金は交付税の形で配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。

教育の機会均等と水準の維持向上のために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制

度を堅持し、負担率を2分の1に復元することを求めるため、本意見書を提出する次第です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第2号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、意見案第2号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

―――日程第15 意見案第3号 国の責任による35人以下学級推進と、

教育予算の増額を求める意見書案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第15 意見案第3号 国の責任による35人以下学級推進

と、教育予算の増額を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

小山岳夫議会事務局長。

（議会事務局長 小山岳夫君 登壇）

○議会事務局長（小山岳夫君） 議事日程第4号の6ページをお願いいたします。

意見案第3号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める

意見書案について

上記意見書を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成26年6月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

提出者 御代田町議会議員 池田健一郎
御代田町議会議員 仁科 英一
御代田町議会議員 市村千恵子
御代田町議会議員 五味 高明

7ページをお願いいたします。

国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）

文部科学省は平成24年9月に、平成25年度から5か年で、小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級の実現等を内容とする「新たな教職員定数改善計画案」を策定した。しかし、政府は平成25年度の実施を見送ることとした。平成26年度予算において、少人数学級推進のための予算は措置されなかったばかりか、各都道府県独自で少人数学級推進に利用されている指導方法工夫改善加配も400人削減するものとなっており、少人数学級推進は大きく後退することとなってしまった。

すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するために、少人数学級の実現は欠かすことができない。少人数学級は、生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かい指導が可能になることから、山積する教育課題の解決や、教職員の負担軽減を図る上で効果的である。長野県では平成25年度30人規模学級（35人基準）を中学校3年生まで拡大し、これで小中学校全学年において35人学級が実施されることとなった。しかし、平成23年に改正された義務標準法では、学級定員が小学校1年生は35人であるが小学校2年生以降は40人のままであるため、必要な専科教員が配置されなかったり、少人数学級実施に伴って増える教員を臨時的任用教員で配置することから、学校現場に臨任の教員が大幅に増えたりしている状況である。

少人数学級の推進は、我が国の義務教育水準の維持向上を図る上で重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施する必要がある。義務標準法改正により小中学校の全学年で35人以下学

級を速やかに実現するよう、強く要請する。

そのためにも、GDP比で大変低い水準にある教育費をOECDの平均並みに引き上げることが必要である。豊かな教育を進めるため以下の点を強く要請する。

記

1. 国の責任において35人以下学級を推進するために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、必要な教育条件整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

長野県御代田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

総務大臣 殿

以上でございます。

- 議長（笹沢 武君） 本案について、趣旨説明を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

- 総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 説明いたします。

国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

文部科学省は2012年9月に、平成25年度から平成29年度までの5年間で、小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級の推進等を内容とする「新たな教職員定数改善計画案」を策定しましたが、政府はこの実施を見送ってしまいました。

長野県は2013年に30人規模学級（35人基準）が中学3年生まで拡大され、小中学校全学年において35人学級が実施されております。しかし、義務標準法の裏づけがなく、国の加配等を利用しながら予算的なやりくりをしているため、課題も多く残されています。

少人数学級の推進は、義務教育水準の維持向上を図る上で極めて重要であるため、

厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実現する必要があります。

以上のことから、本意見書を提出する次第であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第3号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、意見案第3号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて閉会にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

――町長挨拶――

○議長（笹沢 武君） 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長（茂木祐司君） 平成26年第2回御代田町議会定例会の閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

議員の皆様には、11日間にわたり、慎重に御審議をいただきまして大変御苦労さまでした。

本議会に提案いたしました全ての案件について、御決定をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

御決定いただきました諸事業の取り組みにつきましては、町民の皆様の暮らしを守り、地域の発展につなげるべく誠心誠意進めさせていただきます。

また、本議会の中でいただきました御提案や御意見、御批判に対しましては、真摯に受けとめて今後の行政運営に努めてまいりますので、今度ともよろしく願いをいたします。

ことしの梅雨は長雨との予報も出ておりますが、この地域が平穏で大きな被害にならないことを願っています。いよいよ真夏に向かって季節の変わり目になっておりますので、議員の皆様におかれましては、健康に十分御留意いただきまして、一層の御活躍いただきますよう御祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

――閉 会――

○議長（笹沢 武君） これにて、平成26年度第2回御代田町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

閉 会 午前10時38分